



今回の格言

何よりもまず汝自身を尊敬せよ。

ピタゴラス;ピタゴラスの定理などで知られる古代ギリシアの数学者、哲学者。彼の数学や輪廻転生についての思想はプラトンにも大きな影響を与えたと言われている。

今月の本のサマリーにも通じるので選びました。

「日本再興戦略」改定 2014 が、アベノミクス「三本の矢」により始まりつつある経済の好循環を一過性のもものに終わらせず、持続的な成長軌道につなげるべく、平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定しました。

改定の概要は、

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す
 - 1) コーポレートガバナンスの強化
 - 2) 公的・準公的資金の運用の在り方の見直し
 - 3) 産業の新陳代謝とベンチャーの加速、成長資金の供給促進
 - 4) 成長志向型の法人税改革
 - 5) イノベーションの推進とロボット革命
2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革
 - 6) 女性の更なる活躍促進
 - 7) 働き型の改革
 - 8) 外国人材の活用
3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成
 - 9) 攻めの農林水産業の展開
 - 10) 健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

の3分類・10の挑戦から構成されております。

4)の法人税改革では、数年で20%台まで法人実効税率を引き下げることが目標としております。

これだけ見ると、経済が好循環な間に、企業の新陳代謝を促すように思えるのですが、下記の通り、昨年度に中小企業向けの支援策・受け皿も策定されております。

弊所も登録している「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」(認定支援機関)は、中小企業の経営改善計画の策定支援、特に中小企業金融円滑化法によって、金融機関からの返済猶予を受けた企業の経営改善計画策定支援が期待されました。国は、その認定支援機関の促進のために 405 億円の予算措置を行い、経営改善に必要な費用の3分の2を助成することにしました。

しかし、経営改善計画策定支援事業の申請・利用件数の実態は低調で、本年 3 月末現在で 2,281 件と、想定数の 1 割程度に止まっている現状にあります。

国の予算が、未消化だから促進しなければという理由ではございませんが、税理士事務所として、認定支援機関として、お客様の経営改善支援を通じて共に成長・発展していくことが、我々税理士が社会貢献していることを実感できる業務の一つであることは間違いないので、弊所では「経営改善支援業務」を、2014 年度下期の重点テーマとして、取り組んでまいります。

より多くのお客様を支援できるようにスタッフ一同、邁進していく所存でございます。お気軽に担当スタッフが桐元までご連絡頂けたら幸いです。

(桐元 久佳)

嫌われる勇気

岸見一郎 古賀史健 著 ダイヤモンド

第1夜 ト라우マを否定せよ

われわれはみな、なにかしらの「目的」に沿って生きている。それが、目的論です。いかなる経験も、それ自体では成功の原因でも失敗の原因でもない。われわれは自分の経験によるショック—いわゆるトラウマに苦しむのではなく、経験の中から目的にかなうものを見つけ出す。自分の経験によって決定されるのではなく、経験に与える意味によって自らを決定するのである。ギリシア語の「善」(agathon)には、道徳的な意味合いはありません。「ためになる」という意味です。一方、「悪」(kakon)には、「ためにならない」という意味です。この世界には、不正や犯罪などさまざまな悪行がはびこっています。しかし、純粋な意味での「悪」を欲する者など、ひとりもいない。アドラー心理学では、性格や気質のことを「ライフスタイル」という言葉で説明する。人生における、思考や行動の傾向です。あなたは、あなたのライフスタイルを、自ら選んだのです。10歳前後に、自分のライフスタイルを選んでいる。自分で選んだものであるから、再び自分で選びなおすことも可能である。人が変わらないでいるのは、自らに対して「変わらない」という決心を下しているからです。人は、いろいろと不満はあっても、「このままのわたし」でいることのほうが楽であり、安心なのです。アドラーの目的論は「これまでの人生になにがあったとしても、今後の人生をどう生きるかについてなんの影響もない

第2夜 すべての悩みは対人関係

自分の短所ばかりが目についてしまうのは、自分を好きにならないでおこうと決心しているから、自分を好きにならないという目的を達成するために、長所を見ないで短所だけに注目している。自分を好きにならないことが、自分にとっての「善;ためになる」からです。「いまの自分」を受け入れてもらい、たとえ結果がどうであったとしても前に踏み出す勇気を持つこと、このようなアプローチを「勇気づけ」と呼ぶ。

孤独を感じるのにも、他者を必要とする。人は、社会的な文脈においてのみ、「個人」になる。アドラー心理学では、人間の悩みは、すべて対人関係の悩みであると断言している。自分を苦しめる劣等感「客観的な事実」ではなく、「主観的な解釈」である。主観であるから、自分で選択可能である。

人は無力な存在としてこの世に生を受けます。その無力な状態から脱したいと願う普遍的な欲求のことを、「優越性の追求」と呼ぶ。優越性の追求も劣等感も病気でなく、健康で正常な努力と成長への刺激である。劣等感も、使い方さえ間違えなければ、努力や成長の促進剤となる。料理人の方々の場合「まだまだ未熟だ」「もっと料理を極めなければ」と劣等感を抱いて、先に進もうとするように。

誰とも競争することなく、ただ前を向いて歩いていけばいい。健全な劣等感とは、他者との比較のなかで生まれるのではなく、「理想の自分」との比較から生まれるもの。人は誰しも違っている。だから我々は、「同じでないけれど対等」なのです。いまの自分よりも前に進もうとすることにこそ、価値がある。対人関係の軸に「競争」があると、人は対人関係の悩みから逃れられず、不幸から逃れることができません。

人々はわたしの仲間なのだ実感できていれば、世界の見え方はまったく違ったものになります。

行動面の目標

- ① 自立すること
- ② 社会と調和して暮らせること

行動を支える心理面の目標

- ① わたしには能力があるという意識
- ② 人々はわたしの仲間であるという意識

ひとりの個人が、社会的な存在として生きていこうとするとき、直面せざるをえない対人関係、それが人生のタスクです。アドラーは対人関係を①仕事のタスク、②交友のタスク、③愛のタスクの3つに分けている。

われわれは自分のライフスタイルを自分で選んでいるから、責任を誰かに転嫁できない。

第3夜 他者の課題を切り捨てる

われわれは他者の期待を満たすために生きているのではない。他者からの評価ばかりを気にしていると、最

終的には他者の人生を生きることになる。「これは誰の課題なのか？」という視点から、自分の課題と他者の課題とを分離していく必要がある。あらゆる対人関係のトラブルは、他者の課題に土足で踏み込むこと—あるいは自分の課題に土足で踏み込まれること—によって引き起こされる。誰の課題かを見分けるシンプルな方法は、その選択によってもたらされる結末を最終的に引き受けるのは誰かを考える。他者の課題に介入することこそ、自己中心的な発想なのです。

他者の評価をきかけず、他者から嫌われることを怖れず承認されないかもしれないというコストを支払わないかぎり、自分の生き方を貫くことはできない、つまり自由になれない。対人関係というと、どうしても「ふたりの関係」や「大勢との関係」をイメージしてしまいが、まずは自分なのです。わたしが変わったところで、変わるのは「わたし」だけです。

第4夜 世界の中心はどこにあるか

われわれはみな「ここにいてもいいんだ」という所属感を求めている。所属感は、ただそこにいるだけで得られるものではなく、共同体に対して自らが積極的にコミットすることによって得られる。つまり、人生のタスクに立ち向かうことで得られるもので、自らの手で獲得していくものなのです。われわれが対人関係のなかで困難にぶつかったとき、出口が見えなくなったとき、まず考えるべきは「より大きな共同体の声を聴け」という原則。目の前の小さな共同体に固執して、関係が壊れることだけを怖れていきるのは、他者のために生きる、不自由な生き方です。

ほめるという行為には、能力のある人が能力のない人に下す評価という側面が含まれています。「縦の関係」を否定し、すべての対人関係を「横の関係」とすることを提唱している。劣等感は、縦の関係から生じてくる意識です。人は感謝の言葉を聞いたとき、自らが他者に貢献できたことを知ります。他者から「よい」と評価されるのではなく、自らの主観によって「わたしは他者に貢献できている」と思えて、自らの価値を実感することができる。

第5夜 「いま、ここ」を真剣に生きる

自己への執着を他者への関心に切り替え、共同体

感覚を持てるようになるために必要なことは、「自己受容」、「他者信頼」、そして「他者貢献」の3つです。

「変えられるもの」と「変えられないもの」を見極め、「変えられるもの」に注目していくことを自己受容という。対人関係の基礎を「信用」でなく「信頼」によって成立している。他者を信じるにあたって、いっさいの条件をつけない、無条件に信じる、それが信頼です。裏切る・裏切らないは、他者の課題であり、信頼することを怖れていたなら、結局は誰とも深い関係を築くことができない。「他者信頼」によって深い関係に踏み込む勇気を持ちえてこそ、対人関係の喜びもまた、人生の喜びも増えていく。他者貢献とは、「わたし」を捨てて誰かに尽くすことではなく、むしろ「わたし」の価値を実感するためにこそ、なされるものである。なお、他者貢献は、目に見える貢献でなくてもかまわない。貢献感を持ればそれでいい。

人生とは、連続する刹那である。われわれは、「いま、ここ」にしか生きることができない。

最近、流行っているアドラー心理学の入門書です。哲人と青年の対話篇という物語形式によって、アドラー心理学の思想を解き明かしていくのが、わかりやすく評判となっています。著者の岸見一郎氏は、哲学(特にプラトン哲学)と並行して、アドラー心理学を研究しているので、プラトンの対話篇を意識された構成となっております。

とても読みやすく、新しい視点を発見できる面白い書籍です。

お勧め度:☆☆☆☆☆ 星5つ

(桐元 久佳)



所得拡大促進税制
— 給料を増やすと税金が安くなる? —

『所得拡大促進税制』? 聞きなれない言葉かもしれません。要するに従業員の給料を増やすと税金が安くなる税制です。

同じようなものに従業員を増やした時に税金が安くなる、『雇用促進税制』があります。しかし『雇用促進税制』は事業年度開始 2 カ月以内に計画書を職業安定所に提出する義務があり、それをのがすと適用をうけられません。

そして『所得拡大促進税制』と『雇用促進税制』はどちらかしか使う事ができません。

今回は 26 年税制改正で、より拡充された、『所得拡大促進税制』のお話をさせて頂こうかと思えます。

(1) 所得拡大促進税制って?

会社が従業員の給与等支給額を増加させた時、その給与等支給額の増加額の 10% の税額控除ができるものです。ただし法人税額の 10% (中小企業等は 20%) が上限となります。

(2) どれぐらい給与等支給額が増加したら、使えるの?

3 つの要件があります。

● 給与等支給額が、基準事業年度(前期)より 2% 以上増加している

平成 27 年 4 月 1 日から開始する適用年度からは 3%

平成 28 年 4 月 1 日から開始する適用年度からは 5%

● 給与等支給額が、前期の給与等支給額を下回らないこと

● 平均給与等支給額が、前期の平均等支給額を下回らないこと

(3) 平均給与等支給額とは?

給料の高い人から低い人までひっくるめて、一人当たりの平均給与です。給与等支給額を給与等支給者数でわったものです。

(注) 未払いの賞与についても、損金算入の要件を満たす場合には当期の給与等に入ります。

(4) 誰の増加額が対象なの?

『継続雇用者』です。適用年度と前期で、給与等の支払いを受けた人のうち雇用保険の一般被保険者です。

ただし高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の継続雇用制度に基づき雇用されるものを除きます。

よって役員、役員家族、日雇い労働者、雇用保険の一般被保険者にはいない 65 歳以上の方、週間労働時間が 20 時間未満のもの、学生アルバイトなどは除きます。

つまり、去年と今年の両方の年で給与を支給していた人です。適用年度に新規で採用した人や、前期に退職した人に支払った給与ははいりません。

(5) いつからいつまで使えるの?

平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 までの間に開始する各事業年度において使えます。

(6) 気をつける事

雇用助成金を受給した時は給与等支給額から控除する必要があります。

事業主都合の離職者の有無は、判定に影響を及ぼしません。

事前に届け出をする必要がないので、決算で法人税が発生している会社は、給与等が前年より増加していないかを再度確認してみてください。適用要件があえばぜひ活用したい制度です。

9月までの税務・労務のご案内



● 7月

【税務】

- 所得税予定納税額第1期分納付・・・15日まで
- 6月分源泉所得税の納付・・・10日まで
- 源泉所得税納期の特例分の納付・・・10日まで
- 固定資産税・都市計画税第2期分の納付
・・・31日まで(条例による)

【社会保険労務】

- 年度更新(労働保険概算・確定保険料申告手続)・・・10日まで
- 労働保険料・一般拠出金の納付・・・10日まで
- 健康保険・厚生年金の報酬月額算定基礎届の提出(7月1日現在のもの)・・・10日まで
- 雇用保険被保険者資格取得届(前月分)
・・・10日まで
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出
・・・15日まで
- 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満、
4～6月分)・・・31日まで
- 健康保険・厚生年金の保険料の納付(前月
分)・・・31日まで

● 8月

【税務】

- 7月分源泉所得税の納付・・・1日まで
- 個人事業税第1期分の納付
・・・31日まで(条例による)
- 個人住民税第2期分の納付
・・・31日まで(条例による)

【社会保険労務】

- 雇用保険被保険者資格取得届(前月分)
・・・12日まで
- 健康保険・厚生年金の保険料の納付(前月
分)・・・31日まで

● 9月

【税務】

- 8月分源泉所得税・住民税特別徴収税額の納
付・・・10日まで

【社会保険労務】

- 雇用保険被保険者資格取得届(前月分)
・・・10日まで
- 健康保険・厚生年金の保険料の納付(前月
分)・・・30日まで

編集後記

いつもお世話になっております。今月の編集担当の桐元です。

ワールドカップも佳境に入ってきましたね。日本は、残念ながら予選リーグで敗退という結果。世界ランクから考えると、順当な結果とも言えるのですが、この4年間、一所懸命、努力されてきた選手や監督・コーチのことを考えると、何とも言えない心境でございます。ただ、監督・選手たちのインタビューを拝見していると、ものすごく冷静に、敗因を自己分析しているのがとても印象深かったです。他責要因を求めず、自責要因を分析する。これは、企業経営でも同じですね。自分で変えられるものに注目して、変えられることだけを努力する。「いま、ここ」に生きることです。私も、イマココ頑張っていきます。

次回の日新サポートレターの発行は、10月です。